

掲載内容

第1章 不法行為による損害賠償制度

第1 交通事故と損害の発生

第2 交通事故損害賠償制度の目的

- 1 交通事故と原状回復
- 2 損害の公平な分担
- 3 個別損害積上げ方式
- 4 懲罰的損害賠償との関係
- 5 刑事判決と民事判決との違い
- 6 捜査機関の認定と異なる訴訟の提起

第3 不法行為責任の基本類型

コラム 裁判実務のカキクケコ

第2章 不法行為責任

第1 加害者に対する損害賠償請求

- 1 根 拠 2 要件事実
- 3 効 果 4 加害者の責任能力

第2 使用者に対する損害賠償請求

- 1 根 拠 2 要件事実 3 効 果

第3 運行供用者に対する損害賠償請求

- 1 根 拠 2 要件事実
- 3 効 果 4 運行供用者の具体例

第4 共同不法行為者に対する損害賠償請求

- 1 根 拠 2 要件事実
- 3 態 様 4 効 果

5 共同不法行為者間の求償関係

第5 保険代位による損害賠償請求

- 1 根 拠 2 訴訟物
- 3 要件事実 4 留意点

第3章 交通事故の保険制度

第1 自賠責保険制度

- 1 自賠責保険制度の目的 2 強制保険
- 3 加害者による保険金請求
- 4 被害者による賠償金請求
- 5 自賠責保険金の支払基準
- 6 被害者の重過失減額
- 7 支払基準の法的拘束力
- 8 政府の保障事業
- 9 損害保険料率算出機構

第2 任意保険

- 1 任意保険の種類
- 2 保険料の等級別料率制度

第3 保険制度と裁判

コラム 数字の表記

第4章 損害賠償請求訴訟

第1 訴訟の提起

- 1 訴訟物（訴訟上の請求）の明確化
- 2 損害額の算定と訴訟提起先

第2 簡易裁判所の手続

- 1 簡易裁判所の二面性
- 2 簡易裁判所民事訴訟の特色
- 3 簡易裁判所の現状と課題

第3 訴状等の作成・提出

- 1 訴状の提出 2 訴状提出時の留意点
- 3 基本的な証拠資料の添付
- 4 訴訟物の個数
- 5 被告の認否、反論
- 6 主張書面作成上の留意点

第4 交通事故訴訟の審理

- 1 管轄裁判所の選択
- 2 簡易裁判所における交通事故訴訟の留意点
- 3 交通事故訴訟の手続の流れ
- 4 予想される争点と抗弁

第5 交通事故訴訟の争点

- 1 過失 2 交通事故の過失内容と抗弁
- 3 因果関係
- 4 期日前の情報収集 2 事案の解明
- 5 証拠資料 4 署理の進め方と事実の認定
- 6 当事者の主張しない事実の認定
- 7 過失割合の認定基準
- 8 過失割合の認定
- 9 事実の認定と証明度

第7 交通事故審理の特徴

- 1 裁判所の裁量
- 2 裁制自白（欠席判決）と過失の斟酌
- 3 債務不存在確認訴訟と反訴

コラム 小数点以下の処理

第5章 損害額の立証と認定

第1 損害額の算定

- 1 損害額の立証と認定
- 2 損害額算定基準 3 損害項目

第2 物損事故の損害

I 積極損害

- 1 修理費用 2 評価損（落ち損）
- 3 全損の場合の損害 4 レッカーダイ等
- 5 代車料（代車用料） 6 被害物品費等
- 7 損害額算定が困難な場合（民訴法248条適用の可否）

II 消極損害

- 1 休車損 2 営業損害

III 物損の慰謝料

- 1 慰謝料とは 2 物損に対する慰謝料

IV 弁護士費用

V 遅延損害金

第3 傷害事故の損害（治療期間中に発生する損害）

I 積極損害

- 1 治療関係費 2 特別室使用料
- 3 入院雜費 4 付添看護費

5 医師等への謝礼

6 整骨院（接骨院）の施術費用等

7 交通費 8 衣具、器具購入費

9 学生・生徒等の学習費等

10 症状固定までの自宅介護費

11 損害賠償請求関係費用

II 消極損害（休業損害）

- 1 休業損害とは 2 休業損害の計算方法

III 傷害慰謝料

- 1 傷害慰謝料とは
- 2 傷害慰謝料の算定方法

3 傷害慰謝料請求の留意点

4 外国人の入通院慰謝料

第4 後遺障害による損害

I 積極損害

- 1 将来の治療費 2 将来の介護費

3 将來の装具、器具購入費

4 家屋・自動車の改造費

II 後遺障害逸失利益

- 1 後遺障害逸失利益とは
- 2 後遺障害逸失利益の算定方法

3 中間利息の控除

4 後遺障害逸失利益の算定要素

5 中間利息控除の基準日

6 後遺障害逸失利益の基本的な考え方

7 外国人の後遺障害逸失利益

8 定期金賠償

III 後遺障害慰謝料

- 1 後遺障害慰謝料とは

2 近親者固有の慰謝料請求権

3 外国人の後遺障害慰謝料

第5 死亡事故による損害

I 積極損害

- 1 葬儀関係費 2 遺体搬送料

3 近親者の帰国費用

4 生前の治療関係費等

II 死亡逸失利益

- 1 死亡逸失利益とは

2 死亡逸失利益の算定方法

3 中間利息の控除

4 死亡逸失利益の算定要素

III 死亡慰謝料

- 1 本人の死亡慰謝料 2 死亡慰謝料の額

3 近親者固有の慰謝料請求権

4 外国人の死亡慰謝料

第6 弁護士費用

- 1 不法行為による損害賠償請求の弁護士費用

2 弁護士費用が認められる場合

3 求償金請求に対する弁護士費用請求の可否

4 弁護士費用の算出順序

5 弁護士費用特約と弁護士費用

6 和解と弁護士費用

第7 遅延損害金

- 1 遅延損害金の起算日
- 2 遅延損害金の利率
- 3 既払金の充当と遅延損害金

コラム ライブニッツ係数の由来

第5章 損害額の立証と認定

第1 損害額の算定

- 1 損害額の立証と認定
- 2 損害額算定基準 3 損害項目

第2 物損事故の損害

I 積極損害

- 1 修理費用 2 評価損（落ち損）
- 3 全損の場合の損害 4 レッカーダイ等
- 5 代車料（代車用料） 6 被害物品費等
- 7 損害額算定が困難な場合（民訴法248条適用の可否）

II 消極損害

- 1 休車損 2 営業損害

III 物損の慰謝料

- 1 慰謝料とは 2 物損に対する慰謝料

IV 弁護士費用

V 遅延損害金

第3 傷害事故の損害（治療期間中に発生する損害）

I 積極損害

- 1 治療関係費 2 特別室使用料
- 3 入院雜費 4 付添看護費

5 医師等への謝礼

6 整骨院（接骨院）の施術費用等

7 交通費 8 衣具、器具購入費

9 学生・生徒等の学習費等

10 症状固定までの自宅介護費

11 損害賠償請求関係費用

II 消極損害（休業損害）

- 1 休業損害とは 2 休業損害の計算方法

III 傷害慰謝料

- 1 傷害慰謝料とは
- 2 傷害慰謝料の算定方法

IV 弁護士費用

V 遅延損害金

第4 後遺障害による損害

I 積極損害

- 1 将来の治療費 2 将来の介護費
- 3 将來の装具、器具購入費
- 4 家屋・自動車の改造費

II 後遺障害逸失利益

- 1 後遺障害逸失利益とは

2 後遺障害逸失利益の算定方法

3 中間利息の控除

4 後遺障害逸失利益の算定要素

III 後遺障害慰謝料

- 1 後遺障害慰謝料とは

2 近親者固有の慰謝料請求権

3 外国人の後遺障害慰謝料

第5 死亡事故による損害

I 積極損害

- 1 葬儀関係費 2 遺体搬送料
- 3 近親者の帰国費用
- 4 生前の治療関係費等

II 死亡逸失利益

- 1 死亡逸失利益とは

2 死亡逸失利益の算定方法

3 中間利息の控除

4 死亡逸失利益の算定要素

III 死亡慰謝料

- 1 本人の死亡慰謝料 2 死亡慰謝料の額

4 近親者固有の慰謝料請求権

5 外国人の死亡慰謝料

第6 弁護士費用

- 1 不法行為による損害賠償請求の弁護士費用

2 弁護士費用が認められる場合

3 求償金請求に対する弁護士費用請求の可否

4 弁護士費用の算出順序

5 弁護士費用特約と弁護士費用

6 和

第2 簡易裁判所の手続

簡易裁判所に交通事故による損害賠償請求訴訟を起こす場合には、その主戦場となる簡易裁判所の制度と特性、手続と運用（プラクティス）を理解しておかなければならない。

基本的な民事訴訟の手続は地方裁判所と同様であるが、簡易裁判所の制度理念と特性への理解がなければ、訴訟は重厚長大化し、制度的な跛行を招きかねない。この理念と特性にふさわしい事件かどうかの選別が重要であり、簡易裁判所には、それにふさわしい事件が審理されることが望ましい。

地方裁判所の小型版が簡易裁判所であり、訴額だけで区別され、民事訴訟手続は同一と理解している人も多いが、重要な違いもある。受訴裁判所として簡易裁判所を選択する場合、事件内容に見合った適正・迅速な裁判を実現するためには、簡易裁判所と利用者との間で、制度・手続・運用について共通の認識を持つことが重要である。

1 簡易裁判所の二面性

簡易裁判所は、戦後創設されたものであるが、二つの役割・機能を持つと考えられている（竹下守夫「簡易裁判所の再配置の必要性と民事司法」ジュリスト871号（1986年）34頁）。

第1に、簡易裁判所は、第1審の裁判権を地方裁判所と分担する裁判所として、比較的少額の事件を扱う役割・機能を有している。以前は訴訟の目的の価額（訴額）が90万円以下の事件を分担していたが、平

第3 司法委員による和解協議

1 司法委員の関与

簡易裁判所では、裁判官は、「必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聞くことができる」（民訴法279条）とされている。

司法委員は、民間人で専門的な知識と豊かな社会経験を持った人が選任されており、健全な良識と感覚を裁判に反映し、適正妥当な紛争解決に導く役割が期待されている（簡裁決研究29頁等）。

司法委員は、早くから事件の終局まで審理に関与する場合（事件指定方式）と、和解勧告があった期日に、指定された事件の和解補助だけをする場合（開廷日立会方式）がある。

交通事故訴訟では、事件指定方式により、その裁判実務に通じた弁

第4 交通事故訴訟の審理

1 管轄裁判所の選択

交通事故訴訟の事件は、前記第1の2のとおり、訴訟物の価額（訴額）により、簡易裁判所か地方裁判所に配分される（これを「事物管轄」という）。具体的にどの地域の裁判所で審理するかは、更に「土地管轄」で定まり、事情によっては変更されることもある。

(1) 事物管轄

交通事故訴訟の事物管轄の詳細を示せば、次のとおりである。

簡易裁判所	地方裁判所
1 訴額が140万円以下の請求事件は、簡易裁判所の管轄に属する（裁判所法33条）。	1 訴額が140万円を超える請求事件は、地方裁判所の管轄に属する（裁判所法24条）。
2 物損事故の多くは簡易裁判所で審理される。人損事故でも簡易裁判所で審理されることがあるが、争点が複雑で、多数の証人尋問が予想される事件は、地方裁判所に移送されることもある。	2 簡易裁判所の管轄に属する事件でも、争点が多く審理が複雑困難なものは、地方裁判所で審理されることもある（民訴法16条2項本文）（これを「自序処理」という）。
3 訴額が60万円以下の請求事件は、簡易裁判所の少額訴訟（民訴法368条）の手続によることもできる。ただし、この手続は1期日審理を原則とするので（民訴法370条）、争点が多く容易に立証	3 訴額が60万円以下の請求事件は、簡易裁判所の少額訴訟（民訴法368条）の手続によることもできる。ただし、この手続は1期日審理を原則とするので（民訴法370条）、争点が多く容易に立証

2 司法委員の立ち位置

司法委員が和解協議に臨む場合、通常、事前に裁判官から、事案の概要や争点、事件の見方、法律上の問題点、その時点の心証等を聴いて、大まかな和解の方針とポイント、進行方法について打合せが行われる。

これを「評議」と呼ぶ見解もあるが（簡裁決研究32頁、簡裁マニュアル179頁など。なお、法令用語として、「評議」は、調停委員会（民事調停規則19条）、労働審判委員会（労働審判法12条1項）のように過半数の評決が予定される判断機関に用いられている。）、司法委員は、民事調停委員や労働審判員のように委員会のメンバー（判断者）として評決に加わる者ではないので、ここでは「打合せ」と呼ぶことにする。

司法委員の基本的な役割は、和解勧説の補助と意見（知見）の提供（意見聴取）であり、独立して裁判官を補佐する立場にあると考えられる（注釈民訴法1461頁・第8章「簡易裁判所の訴訟手続に関する特則」（川嶋四郎））。司法委員は、審理に立ち会って意見を述べることもできる（民訴法279条）のであるから、主体的、積極的

拠調べの結果で裁判官の心証と異なる意見を述べることもできる。ただし、責ない。裁判官は、「その良心に従ひ独立及び法律にのみ拘束される。」（憲法76条）

地方裁判所の審理が「厳格な理論と精密な審理（弁論主義、人証調べ、詳細な判決等）」を特徴としているのに対し、簡易裁判所は「簡易な手続で迅速な処理」を目的としている。

訴訟制度を利用する上では、その目的と要件、機能の面から、事案に即した最適な裁判所を選択することが肝要とされる。

(2) 土地管轄

交通事故訴訟は、原則として、被告の普通裁判籍の所在地（被告の住所地）を管轄する裁判所の管轄に属する（民訴法4条1項・2項）。このほかに、債務の履行地（被害者（原告）の住所地（民訴法5条1号））、不法行為地・交通事故の場所（民訴法5条9号）を管轄する裁判所にも管轄権がある。

(3) 移送

ア 遅滞を避ける等のための移送

当事者尋問や証人尋問の必要度が高い事件では、訴訟遅滞の回避、当事者間の衡平を図るために、申立て又は職権により移送されることもある（民訴法17条）、訴訟提起先には留意する必要がある。

イ 裁量移送

簡易裁判所では、「相当と認めるとき」は、申立て又は職権により、その所在地を管轄する地方裁判所へ移送することができる（民訴法18条）。

「相当と認めるとき」とは、簡易・迅速な紛争解決を目的とし、単独体の簡易裁判所裁判官が行う訴訟手続になじむ事件か否かが判断基準となる。



コラム たかが物損、されど物損

交通事故は、それまで何の関わりもなかった者同士間で、通りすがりに、偶然、一瞬で起こってしまった事故である。

しかし、その後の対応をめぐって、抜き差しならない争いに発展してしまうことがある。事故後示談交渉が行われることが多いが、そこで示談が成立しなかった事件が訴訟になってくる。物損の少額の訴訟であれば簡単かというと、互いに被害者意識を持っていることが多く、逆に解決が難しい面もある。

訴訟の和解協議では、訴状や答弁書には書かれていない言い分と訴訟にかける情念が見えてくる場合がある。自分は悪くない、相手の言うことが間違っている、事故現場のあの一言が許せない、後になって逆のことを言うのはおかしい、請求が高額すぎる、その後何の連絡もなく誠意がなさすぎる等々。相手に対する不満と不信、憎悪心と対抗心、意地が、事件の背後に見え隠れする。そこで、権利のために徹底的に判決を求めて闘うかと言うかというと、そうでもなさそうである。